



しんち 広報

8.20
2018

発行と編集 新地町役場企画振興課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30
☎ 0244-62-2112 FAX 0244-62-3194 E-mail:koho@town.shinchi.lg.jp

新地町長選挙

8月26日(日)は新地町長の任期満了(9月25日)に伴う投票日です。棄権しないで投票しましょう。

投票日 8月26日(日)

投票は、町内7か所の投票所で行われます。投票所は、「投票所入場券」に記載されていますので、ご確認ください。

投票時間

午前7時～午後6時

投票できる方

平成12年8月27日までに生まれた方で、3か月以上新地町に居住し、住民登録のある方(平成30年5月20日までに転入届を出している方)。

※町外へ転出された方は投票できません。

期日前投票

8月22日(水)～25日(土)

午前8時30分～午後8時

場所 役場101・102会議室

選挙の当日、次のいずれかに該当すると見込まれる方は、期日前投票ができます。

- ① 仕事や学業、冠婚葬祭等の場合
- ② 投票区の区域外に出かけた

り、滞在する場合

③ 病気、けが、出産等のために歩行が困難な場合

④ 天災または悪天候により、投票所に到達することが困難な場合

開票 8月26日(日)午後7時

場所 農村環境改善センター

その他

入場券は8月中旬に郵送します。

投票所には、入場券を持参してください。なお、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、当日、投票所の係員にお申し出ください。

☎ **問** 町選挙管理委員会
62-2111



福島県議会議員 補欠選挙

9月9日(日)は福島県議会議員補欠選挙の投票日です。棄権しないで投票しましょう。

投票日 9月9日(日)

投票は、町内7か所の投票所で行われます。投票所は、「投票所入場券」に記載されていますので、ご確認ください。

投票時間

午前7時～午後6時

投票できる方

平成12年9月10日までに生まれた方で、3か月以上新地町に居住し、住民登録のある方(平成30年5月30日までに転入届を出している方)。

※県内の他市町村に転出した方で、新地町の選挙人名簿に登録されている方は、新地町で投票することができます。

また、不在者投票制度を利用して、現在お住まいの市町村に行き投票することができます。いずれの場合も、市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が

必要です。
期日前投票

9月1日(土)～8日(土)

午前8時30分～午後8時

場所 役場101・102会議室

選挙の当日、次のいずれかに該当すると見込まれる方は、期日前投票ができます。

- ① 仕事や学業、冠婚葬祭等の場合
- ② 投票区の区域外に出かけた

り、滞在する場合

③ 病気、けが、出産等のために歩行が困難な場合

④ 天災または悪天候により、投票所に到達することが困難な場合

開票 9月9日(日) 午後8時

場所 農村環境改善センター

その他

入場券は8月下旬に郵送します。

投票所には入場券を持参してください。なお、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、当日、投票所の係員にお申し出ください。

☎ **問** 町選挙管理委員会
62-2111

計量器（はかり） 定期検査のお知らせ

商店、工場、事業所及び官公庁等で取引や証明行為に使用している計量器（はかり）は、計量法の規定により2年に1度、定期検査を受けなければなりません。前回の検査（平成28年）を受けた方には、町から連絡を差し上げますが、それ以降、新たに事業を起した方、又は、前回検査を受けた計量器（はかり）以外のものを使用している方で、取引又は証明行為に使用している場合は、定期検査を受けてください。

日時 9月20日（木）
13時30分～15時

場所 役場101会議室
（現場検査の場合もあります）

問 福島県計量検定所

024-521-7656

問 企画振興課

62-2112

相馬看護専門学校 学生募集について

相馬看護専門学校では、平成31年4月入学の学生を次のとおり募集します。

採用予定人数 40名

試験区分（推薦・一般）

公募推薦 相馬地方に本人または保護者が住所を有し、平成31年3月に高等学校を卒業見込みで、高等学校長が推薦する者

特別推薦 相馬地方に住所を有し、高等学校を卒業した者、または、同等以上の学力があると認められる者

受付 10月2日（火）～23日（火）

試験日 11月9日（金）

試験科目 数学Ⅰ、小論文、面接

一般試験（前期）

受付 11月1日（木）～12月10日（月）

試験日 平成31年1月11日（金）

試験科目 国語総合（古文・漢文を除く）、数学Ⅰ、英語Ⅰ、面接

一般試験（後期）

受付 平成31年2月22日（金）～3月14日（木）

試験日 平成31年3月18日（月）

試験科目 数学Ⅰ、小論文、面接

受験料 20,000円

申込手続 郵便で申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きし、250円切手を貼った宛名明記の定形返信用封筒（角形2号）を必ず同封してください。

募集要項に伏せて、スクールガイド（学校案内）および過去問（前年度一般入学試験）をお送りします。

問 相馬看護専門学校総務係

37-8118

〒976-0006

相馬市石上字南姥沢334



耐震診断をしてみませんか？

町では、東日本大震災を教訓とし、木造住宅の耐震化を一層促進していくため、耐震診断を実施しています。

この事業は、町内の住宅所有者が耐震診断を希望する場合、町が耐震診断者（建築士等）を派遣します。今年度の対象戸数は5戸です（希望者多数の場合は審査のうえ決定させていただきます）。安全で安心できる住まいと暮らしを確保するため、積極的に活用ください。

対象となる建築物（①～④の要件を満たす建物）

- ①所有者が自ら居住している住宅
- ②着工が昭和56年5月31日以前に建設された戸建て住宅
- ③在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による3階建て以下の木造住宅
- ④過去に、この要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅

申込対象者 町内の対象となる住宅に現在居住している所有者

診断料 一診断につき6,000円

※診断料は、診断作業終了時に耐震診断者へ直接払っていただきます。

申込方法

構造的に独立した棟ごとに「申込書」を提出してください。また、付近見取図及び住宅平面図、昭和56年5月31日以前に着工したことを証明する資料（建築確認書の写し等）が必要です。

申込期限 10月19日（金）

◎申し込み・問い合わせ 都市計画課（電話：62-2113）

国民健康保険の高額療養費の手続きについて

○高額療養費の支給

同じ月に医療機関に支払った自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。該当となる方へは診療月の約2か月後に申請のお知らせを送付します。
※自己負担限度額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

申請に必要なもの

- ・国民健康保険証・世帯主の印鑑・本人確認書類（公的機関が発行した顔写真付きの証明書）
- ・申請のお知らせ・領収書・振込先の預金通帳
- ・マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカードあるいは個人番号通知カード）
- ・委任状（申請が必要な方と同一世帯でない場合に必要となります。）

○限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

入院等により医療費が高額になるとき、申請により認定証を事前に病院に提示することで、病院の窓口での支払いを高額療養費の自己負担限度額までに抑えることができます。

また、住民税非課税世帯に該当する場合、あわせて入院時の食事代の減額を受けることができます。8月より新しい認定証となりますので必要な方は役場健康福祉課窓口にて申請ください。

申請に必要なもの

- ・国民健康保険証・世帯主の印鑑・本人確認書類（公的機関が発行した顔写真付きの証明書）
- ・マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカードあるいは個人番号通知カード）
- ・委任状（申請が必要な方と同一世帯でない場合に必要となります。）

※ 国民健康保険税に滞納がある場合、交付できない場合がありますのでご注意ください。

○70～74歳の高額療養費の自己負担限度額が変更になります

平成30年8月から、70～74歳の方の自己負担限度額が以下のとおりになります。

所得区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	Ⅲ 課税標準額 690万円以上の方	252,600円+ (医療費－842,000円) × 1% <多数回該当：140,100円 ※2>	
	Ⅱ 課税標準額 380万円以上の方	167,400円+ (医療費－558,000円) × 1% <多数回該当：93,000円 ※2>	
	Ⅰ 課税標準額 145万円以上の方	80,100円+ (医療費－267,000円) × 1% <多数回該当：44,400円 ※2>	
一般	課税標準額 145万円 未満の方 (※1)	18,000円 <年間上限 144,000円>	57,600円 <多数回該当：44,400円※2>
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯		24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金受給額 80万以下)	8,000円	15,000円

注 課税標準額とは、各種所得額（収入金額から必要経費を差し引いた額）から地方税法上の各種所得控除等を引いた額です。

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、自己負担限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、自己負担限度額が下がります。

◎問い合わせ 健康福祉課（電話：62-2931）

行政相談

9月10日(月) 10時～15時 保健センター

心配ごと相談

9月10日(月) 10時～15時 保健センター

交通事故相談

9月3日(月) 9時～17時 役場101相談室

無料法律相談所

町では、次のとおり弁護士および司法書士による無料法律相談所を開設します。

開設日

①司法書士による相談 9月11日(火)

②弁護士による相談 9月18日(火)

場所・時間 役場101相談室 14時～16時

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士

福島県司法書士会所属司法書士

相談内容 生活に関する悩みや、消費生活に関すること

◎問い合わせ

福島県弁護士会相馬支部 (電話：36-4789)

福島県司法書士会 (電話：024-534-7502)

町民課 (電話：62-2116)

9月

休日在宅当番医

2日(日) 杉本医院

(相馬市) ☎36-3650

9日(日) あらき産婦人科クリニック

(相馬市) ☎35-0303

16日(日) ふなばし内科クリニック

(相馬市) ☎35-1500

17日(月) 早川医院

(相馬市) ☎37-3500

23日(日) 八巻クリニック

(相馬市) ☎37-3500

24日(月) やまぐち小児科医院

(相馬市) ☎37-8815

30日(日) 桜ヶ丘さいとう整形外科

(新地町) ☎35-1333

診療時間 9時～16時

休日在宅歯科当番医

2日(日) 相良歯科医院

(鹿島区) ☎67-2525

9日(日) 佐藤歯科医院

(相馬市) ☎36-0707

16日(日) 沖田歯科医院

(原町区) ☎23-0303

17日(月) グリーン歯科医院

(相馬市) ☎35-5112

23日(日) いしばし歯科医院

(原町区) ☎23-6022

24日(月) 西町歯科医院

(鹿島区) ☎46-5534

30日(日) 大町病院

(原町区) ☎24-2333

診療時間 9時～16時

9月9日は『救急の日』

救急シンポジウムに参加しませんか？

相馬地方広域消防本部では、「相馬地方の脳卒中を考える」をテーマに、第19回救急シンポジウムを開催します。この機会に地域住民の皆さんと「地域医療と救急医療」について考えます。

日時 9月8日(土) 14時～

場所 鹿島生涯学習センター「さくらホール」

入場 無料

内容

- ・しんどうクリニック院長 新道譲二先生による特別講演
- ・心臓病に関するQ&A

◎問い合わせ

相馬地方広域消防本部 (電話：22-4165)

総合検診を実施します

町では、特定健診・健康診査・がん検診を実施します。

今回は、社会保険被扶養者の方を主な対象としていますが、国保加入の方などで5月に受けられなかった方も受診できます。

検診について不明な点は、お早めに保健センターへ問い合わせください。

検診日 9月3日(月)・4日(火)

場所 保健センター

受付時間 7時30分～10時30分

受診時にご持参ください

- ・総合検診受診票・健康保険証・自己負担金
- ・「受診券」(社会保険等の被扶養者の方で特定健診を受ける方)

◎問い合わせ

保健センター (電話：62-2096)

全国瞬時警報システム (Jアラート)

全国一斉訓練のお知らせ

国では、地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム (Jアラート) を用いて情報伝達訓練を行います。

これに併せ、屋外防災無線局および個別受信機からJアラートのテスト放送が流れます。

放送は訓練ですのでお間違えのないようご注意ください。

訓練実施日時 8月29日(水) 11時頃

◎問い合わせ

総務課 (電話：62-2111)